

審査事務規程の一部改正について（第52次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
- 自動車の長さ、幅及び高さを測定する際にその対象から除外する項目として、前面及び後面の周辺監視装置を追加します。
 - 自動車の外側に突出する周辺監視装置について、突出量の測定方法を規定します。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和5年9月22日国土交通省令第714号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

3. 施行日

令和5年9月22日

新	旧																																		
<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>	<p>独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程</p>																																		
目次(略)	目次(略)																																		
第1章 総則	第1章 総則																																		
1-1~1-2(略)	1-1~1-2(略)																																		
1-3 用語の定義	1-3 用語の定義																																		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。	この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	そ	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>側面周辺監視装置</u></td> <td><u>次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。</u> <u>① 側方衝突警報装置</u> <u>② 周辺監視装置</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	そ	(略)	(略)	<u>側面周辺監視装置</u>	<u>次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。</u> <u>① 側方衝突警報装置</u> <u>② 周辺監視装置</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
そ	(略)	(略)																																	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
分類	用語	内容																																	
(略)	(略)	(略)																																	
そ	(略)	(略)																																	
	<u>側面周辺監視装置</u>	<u>次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。</u> <u>① 側方衝突警報装置</u> <u>② 周辺監視装置</u>																																	
(略)	(略)	(略)																																	
(略)	(略)	(略)																																	
1-3-1(略)	1-3-1(略)																																		
1-4~1-6(略)	1-4~1-6(略)																																		
第2章~第6章(略)	第2章~第6章(略)																																		
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査																																		
7-1(略)	7-1(略)																																		
7-2 長さ、幅及び高さ	7-2 長さ、幅及び高さ																																		
7-2-1 テスタ等による審査	7-2-1 テスタ等による審査																																		
(1) 自動車は、次に定める状態で <u>(2)に規定する</u> 方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあつては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項 <u>及び第2項</u> 関係、細目告示第84条第1項 <u>及び第2項</u> 関係)	(1) 自動車は、次に定める状態で <u>巻尺等その他適切な</u> 方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-2で定めるものにあつては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係)																																		
① <u>直進姿勢であり、かつ、空車状態</u>	① 空車状態 <u>(細目告示第6条第1項第1号関係、細目告示第84条第1項第1号関係)</u>																																		
② はしご自動車のはしご、架線修理自動車やぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態	② はしご自動車のはしご、架線修理自動車やぐらその他走行中に格納されているものについては、これらの装置を格納した状態 <u>(細目告示第6条第1項第2号関係、細目告示第84条第1項第2号関係)</u>																																		
③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるも	③ 折畳式のほろ、工作自動車の起重機その他走行中に種々の状態で使用されるも																																		

新	旧												
<p>のについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。</p> <p>④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。</p> <p>この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</p> <p>⑤ <u>車体外に取付けられた周辺監視装置については、(3) に定める状態での突出量の範囲を超えないものにあつては装置を取外した状態、超えるものにあつては装置が取付けられた状態。</u> <u>この場合において、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>次の表の左欄に掲げるものは、同表の中欄で定める状態の自動車を測定した場合において、それぞれ同表の右欄に定める突出量の範囲を超えて突出してはならない。</u> <u>ただし、周辺監視装置であつて(1) ⑤の規定を「装置が取付けられた状態」で適用しているものについては、周辺監視装置欄の規定は適用しない。</u>(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係、<u>適用関係告示第1条の2第3項関係</u>)</p>	<p>のについては、走行中使用される全ての状態。 ただし、外開き式の窓及び換気装置については、これらの装置を閉鎖した状態とし、また、故障した自動車を吊り上げて牽引するための装置（格納できるものに限る。）については、この装置を格納した状態とする。<u>(細目告示第6条第1項第3号関係、細目告示第84条第1項第3号関係)</u></p> <p>④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置、<u>側面周辺監視装置(7-2-1(3)に定める突出量を超えないものに限る。)</u>及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置<u>及び側面周辺監視装置</u>は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。<u>(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係)</u></p> <p>⑤ <u>直進姿勢にある状態(細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外開き式の窓及び換気装置にあつては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107 に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあつては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。</u>(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="208 970 353 1002">種類</th> <th data-bbox="353 970 600 1002">測定する状態</th> <th data-bbox="600 970 1108 1002">突出量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="208 1002 353 1098">外開き式の窓及び換気装置</td> <td data-bbox="353 1002 600 1098">開放した状態</td> <td data-bbox="600 1002 1108 1098">自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1098 353 1321">後写鏡及び後方等確認装置</td> <td data-bbox="353 1098 600 1321">取付けられた状態</td> <td data-bbox="600 1098 1108 1321">自動車の最外側(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあつては、その被牽引自動車の最外側)から250mm未満、自動車の高さから300mm未満 ※令和5年9月30日以前に製作された括弧書きの自動車にあつては「250mm未満」を「250mm以下」に読み替えることができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="208 1321 353 1428">7-107 に規定する鏡その他の装置</td> <td data-bbox="353 1321 600 1428">取付けられた状態</td> <td data-bbox="600 1321 1108 1428">自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満</td> </tr> </tbody> </table>	種類	測定する状態	突出量の範囲	外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満	後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあつては、その被牽引自動車の最外側)から250mm未満、自動車の高さから300mm未満 ※令和5年9月30日以前に製作された括弧書きの自動車にあつては「250mm未満」を「250mm以下」に読み替えることができる。	7-107 に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満	<p>① <u>外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107 に規定する鏡その他の装置にあつては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満</u> <u>ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm以下</u></p> <p>② <u>側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)を備える自動車にあつては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下</u> <u>ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。</u></p> <p>③ <u>②に掲げる自動車以外の自動車にあつては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下</u> <u>ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。</u></p>
種類	測定する状態	突出量の範囲											
外開き式の窓及び換気装置	開放した状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満											
後写鏡及び後方等確認装置	取付けられた状態	自動車の最外側(牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合にあつては、その被牽引自動車の最外側)から250mm未満、自動車の高さから300mm未満 ※令和5年9月30日以前に製作された括弧書きの自動車にあつては「250mm未満」を「250mm以下」に読み替えることができる。											
7-107 に規定する鏡その他の装置	取付けられた状態	自動車の最外側から250mm未満、自動車の高さから300mm未満											

新		旧
<p><u>周辺監視装置</u></p>	<p><u>取付けられた状態</u> <u>(格納式のものにあ</u> <u>っては、展開状態又</u> <u>は格納状態のいずれ</u> <u>か突出量大きい状</u> <u>態)</u> <u>※令和 5 年 9 月 30</u> <u>日以前に製作され</u> <u>た自動車にあつて</u> <u>は括弧書きは適用</u> <u>しない。</u></p>	<p><u>自動車の最外側から 100mm 以下(自動車の左</u> <u>右に備える場合にあつては、自動車の両最外</u> <u>側からの突出量の最大値の合計が 100mm 以</u> <u>下)、自動車の高さから 100mm 以下</u></p>
<p><u>注：表中の種類欄に掲げる全ての装置について、自動車の長さ方向には、突出量の</u> <u>制限を受けない。</u></p>		
<p>7-2-2～7-2-3 (略)</p>		<p>7-2-2～7-2-3 (略)</p>
<p>7-2-4 適用関係の整理</p>		<p>7-2-4 適用関係の整理</p>
<p>(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-2-5 (従前規定の適用①) を適用する。(適用関係告示第 1 条の 2 第 1 項関係)</p> <p>(2) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-2-6 (従前規定の適用②) を適用する。(適用関係告示第 1 条の 2 第 2 項関係)</p>		<p>(1) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、7-2-5 (従前規定の適用①) を適用する。(適用関係告示第 1 条第 1 項関係)</p> <p>(2) 平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-2-6 (従前規定の適用②) を適用する。(適用関係告示第 1 条第 2 項関係)</p>
<p>7-2-5 従前規定の適用①</p>		<p>7-2-5 従前規定の適用①</p>
<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条の 2 第 1 項関係)</p>		<p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 1 項関係)</p>
<p>7-2-5-1～7-2-5-3 (略)</p>		<p>7-2-5-1～7-2-5-3 (略)</p>
<p>7-2-6 従前規定の適用②</p>		<p>7-2-6 従前規定の適用②</p>
<p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条の 2 第 2 項関係)</p>		<p>平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 1 条第 2 項関係)</p>
<p>7-2-6-1～7-2-6-3 (略)</p>		<p>7-2-6-1～7-2-6-3 (略)</p>
<p>7-3～7-27 (略)</p>		<p>7-3～7-27 (略)</p>
<p>7-28 車枠及び車体</p>		<p>7-28 車枠及び車体</p>
<p>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p>		<p>7-28-1 性能要件 (視認等による審査)</p>
<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であつて、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したのものにあつては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第 22 条第 4 項関係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p>		<p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2) の基準に適合しないものとする。</p> <p>なお、平成 22 年 3 月 31 日以前に製作された自動車であつて、7-2-5 及び 7-2-6 の基準を適用したのものにあつては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第 22 条第 4 項関係、細目告示第 100 条第 4 項関係、適用関係告示第 15 条第 12 項関係)</p>
<p>①～⑨ (略)</p>		<p>①～⑨ (略)</p>
<p>⑩ 自動車の両側面に備える方向指示器 (大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。) が自動車の幅から突出しているものであつて、最外部に接す</p>		<p>⑩ <u>方向指示器のうち</u> 自動車の両側面に備える方向指示器 (大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。) が自動車の幅から突出しているものであつ</p>

新	旧
<p>る車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの 図（略）</p> <p>⑩ <u>次に掲げる装置について、それぞれに掲げる部分</u>から突出しているものであって、車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲<u>において</u>その外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。</p> <p>ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあつてはこの限りでない。</p> <p><u>ア 自動車の両側に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）</u>にあつては、<u>自動車の幅</u></p> <p><u>イ 高さ2m以下に取付けられた周辺監視装置</u>にあつては、<u>自動車の長さ及び幅</u></p> <p>(6)～(10)（略） 7-28-2～7-28-7（略） 7-29～7-125（略） 第8章～第12章（略） 表1～別表9（略） 様式1～様式15（略） 別添1～別添16（略）</p>	<p>て、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの 図（略）</p> <p>⑩ <u>方向指示器のうち自動車の両側に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）</u>又は<u>高さ2m以下に取付けられた側面周辺監視装置が自動車の幅</u>から突出しているものであって、車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲<u>であつて</u>その外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。</p> <p>ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア（A）以下のものにあつてはこの限りでない。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(6)～(10)（略） 7-28-2～7-28-7（略） 7-29～7-125（略） 第8章～第12章（略） 表1～別表9（略） 様式1～様式15（略） 別添1～別添16（略）</p>

附則（令和5年9月22日規程第8号）

この規程は、令和5年9月22日から施行する。